

重層的支援体制整備事業の 取組みについて

古河市
(茨城県)

令和5年度



1. 重層的支援体制整備事業とは
2. 古河市の取り組み状況について
3. 古河市の重層的支援体制の全体像
4. 庁内及び地域の福祉事業所等に期待すること
5. 令和4年度の実績

1. **重層的支援体制整備事業とは**
2. 古河市の取り組み状況について
3. 古河市の重層的支援体制の全体像
4. 庁内及び地域の福祉事業所等に期待すること
5. 令和4年度の実績

1. 重層的支援体制整備事業とは ①

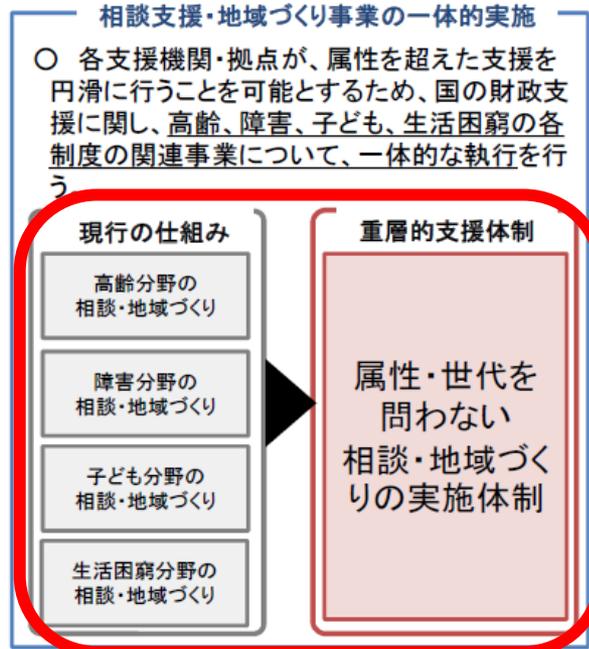
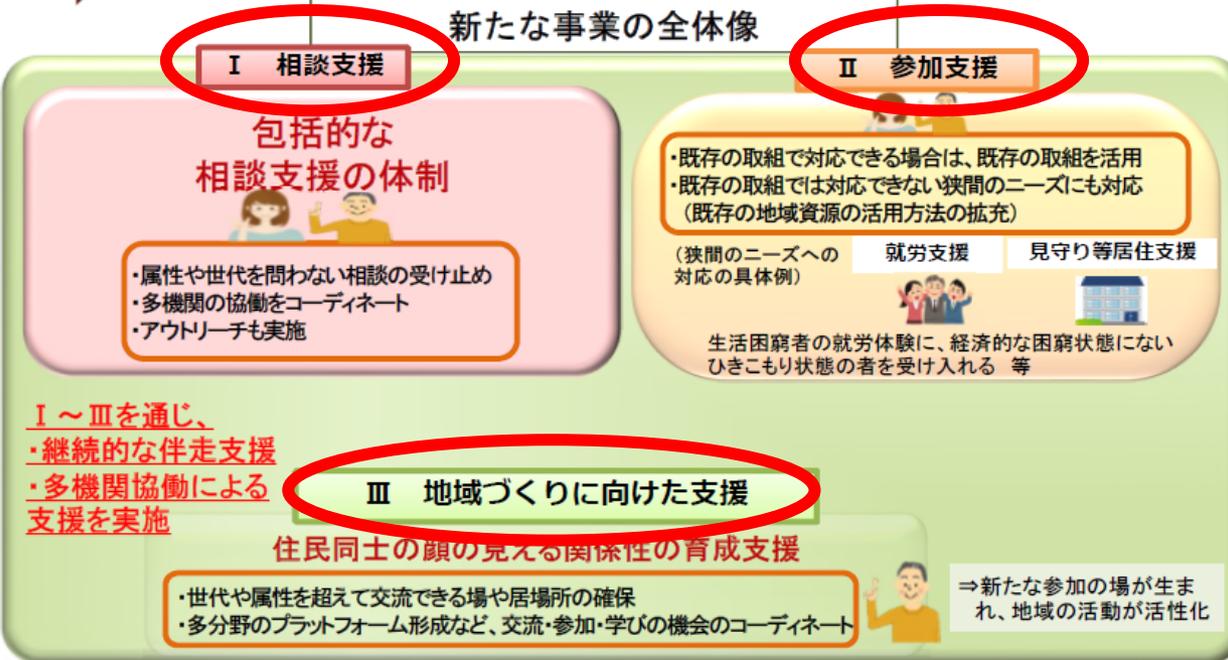
重層的支援体制整備支援事業 **社会福祉法第106条の4** の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

令和3年4月1日施行



1. 重層的支援体制整備事業とは ②

		第106条の4第2項の各号		既存の事業名等
1号	包括的相談支援	イ	介護分野	地域包括支援センター事業
		ロ	障がい分野	障がい者相談支援事業
		ハ	子ども分野	利用者支援事業
		ニ	生活困窮分野	生活困窮者自立支援事業（自立相談支援）
2号	新 参加支援事業		狭間のニーズへの社会参加支援や見守り	
3号	地域づくり	柱書	生活困窮分野	生活困窮者支援等のための地域づくり事業
		イ	介護分野	一般介護予防事業の内、厚生労働大臣が定める事業（通いの場等の事業）
		ロ	介護分野	生活支援体制整備事業
		ハ	障がい分野	地域活動支援センター事業
		ニ	子ども分野	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
4号	新 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業		アウトリーチの手法による対象者の支援	
5号	新 多機関協働事業		多機関の協働による包括的支援構築事業	
6号	新 支援プラン		上記と合わせて行う	

1. 重層的支援体制整備事業とは ③ イメージ1

重層的支援体制整備事業とは？

どこに相談して良いかわかりにくい、次のような生活上の様々な困りごとに関する相談を受付けます。

受付けた相談は、様々な関係機関と情報共有し、課題解決に向けた支援をチームで行います。



※「8050問題」とは、80代の親が50代のひきこもりの子どもの生活を支える状態のことです。

※「ヤングケアラー」とは、家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。

※「ダブルケア」とは、子育てと親の介護などを同時期に行わなければならない状態のことです。

1. 重層的支援体制整備事業とは ④ イメージ2

①認知症で介護が必要な高齢者の世帯で、無職で、引きこもり状態で、精神障害の疑われる50歳代の娘と、小中学校は不登校で就職経験もない17歳の孫が同居、孫が高齢者の世話をし、高齢者の貯蓄や年金やで生活しているが、デイサービスの利用料、税、公共料金に滞納があり、困窮し始めてきた。地域包括支援センターのケアマネジャーが、訪問時にそのことを初めて発見した。

②しかし、地域包括支援センターのケアマネジャーは、認知症で介護が必要な高齢者のサービス調整には関わられるが、精神障害の疑われる50歳代の娘と、無職の17歳の孫に対しては、支援の対象ではないので関わるできない。

地域包括支援センター

・ケアマネジャー

障がい福祉課

福祉推進課

生活支援センター

- ・市の担当者
- ・生活困窮者自立支援機関



現状と課題

当該事例は、状況を分かりやすく伝えるためのものであり、実例ではありません。

市役所の庁内の関係課

- ・高齢介護課（介護保険料滞納で関わりあり）
- ・国保年金課（健康保険料滞納で関わりあり）
- ・収納課（固定資産税・市民税滞納で関わりあり）
- ・水道課（上下水道料金滞納で関わりあり）
- ・子ども福祉課（過去の保育料滞納で関わりあり）
- ・教育委員会（過去の不登校・給食費等滞納で関わりあり）
- ・健康づくり課（過去に孫の出産時に特定妊婦として支援）
- ・社会福祉課（過去に生活保護相談あり、資産要件で却下）
- ・商工政策課（過去に消費生活センターで多重債務相談あり）

④精神障害の疑われる50歳代の娘については、奇声をあげたり、奇行があると地域の住民から、以前、障がい福祉課や福祉推進課、生活支援センターに通報があったが、それまで、障がい手帳の保有歴も、通院医療費の減額の申請もなく、本人からの支援の申し出もないので、当時は、市としては、とくに何もできないという判断になった。

この世帯に対して、市として、何とか支援してあげたいという想いはあるが、庁内でこれらを扱う担当課と、連携・協働して支援する体制がない。

③市役所の庁内で、この世帯とのかかわりは、上記のとおり、保険料、税、公共料金、過去の相談歴、支援歴などがあり、各課がそれぞれにかかっていた経緯があるが、情報の共有がこれまでに全くなされていない。そのため、それぞれの担当課だけで、この世帯に関わっていた。他の世帯員に関しては、担当領域外の扱いとしてきていたため、世帯全体の生活課題に関しては把握できていなかった。

地域の複雑化・複合化した生活課題に対応する支援体制がない状態

⑤無職で、引きこもり状態で、精神障害の疑われる50歳代の娘と、無職で祖母（認知症高齢者）と母親と高齢者の世話をしている無職の17歳の孫は制度のはざまにあり、どこからも支援の手が差し伸べられない状態にある。

1. 重層的支援体制整備事業とは ⑤ イメージ3

重層的支援体制整備事業の支援の流れ

① 相談(本人・支援者など)



② 支援プランを作成



③ 支援会議を開催し、
支援方針を決定



④ チームで支援



※支援チームは一例です

本人の状態や希望により変わります

1. 重層的支援体制整備事業とは 6 イメージ4

①認知症で介護が必要な高齢者の世帯で、無職で、引きこもり状態で、精神障害の疑われる50歳代の娘と、小中学校は不登校で就職経験もない17歳の孫が同居、孫が高齢者の世話をし、高齢者の貯蓄や年金やで生活しているが、デイサービスの利用料、税、公共料金に滞納があり、困窮し始めてきた。地域包括支援センターのケアマネジャーが、訪問時にそのことを初めて発見し、相談支援包括化推進員に支援のコーディネート依頼した。

②相談支援包括化推進員は、庁内の関係課、市内の支援機関の参加による重層的支援会議を招集し、対象世帯の情報を共有。メンバー間で支援プラン検討し、支援策をコーディネートした。

1号 (包括的) 相談支援

- ・地域包括支援センター 等
- ・福祉事業所での相談支援



④引きこもりがちな50代の娘と、17歳の孫に対しては、住居にアウトリーチ支援員が何度も訪問して支援。半年後、娘は通院開始。その後、地域活動支援センターへ通所。孫は参加支援へ通所。

4号 アウトリーチ等を通じた継続的支援

- ・アウトリーチ支援員
- ・支援プランの作成 (6号)



3号 地域づくり

- ・共助の基盤づくり (食糧支援)
- ・地域活動支援センター (障がい者)



③支援プランに沿って、多機関の専門性や機能を活かし、連携・協働して支援を開始。電子@連絡帳で情報共有。高齢者はデイサービスに加えホームヘルパーを利用。娘、孫は家計改善支援と食料支援開始。

5号 多機関協働事業

- ・相談支援包括化推進員
- ・重層的支援会議
- ・支援プランの作成 (6号)
- ・電子@連絡帳で情報共有



地域包括支援センター、障がい者基幹支援センター、生活支援センター、アウトリーチ支援員、庁内(高齢介護課、障がい福祉課、国保年金課、収納課、水道課、他)が、**連携・協働(チーム)で支援開始**

2号 参加支援

- ・(例) 農業収穫体験への参加
- ・就労準備支援⇒面接⇒就職



⑤社会体験の乏しい17歳の孫は、収穫体験のプログラムに参加し、対人恐怖を克服して1年半後にアルバイト就職。

1. 重層的支援体制整備事業とは
2. 古河市の取り組み状況について
3. 古河市の重層的支援体制の全体像
4. 庁内及び地域の福祉事業所等に期待すること
5. 令和4年度の実績

2. 古河市の取り組み状況について ②

➤ 1. 対象者

複合化・複雑化した生活課題を抱え、支援を必要とする人や世帯です。

具体的には・・・

①いわゆる8050(ハチマルゴーマル)問題

②長期の引きこもり者(ゴミ屋敷なども含む)

③ダブルケア問題

- ・介護と子育てをワンオペで疲弊、生活困窮状態、+虐待・DV問題
- ・世帯の中に、高齢者介護と障がい者(知的障害・精神障害)の課題
- ・特定妊婦、外国人で生活困窮、子ども・高齢者連れで車上生活、

④ヤングケアラー問題(アルコール依存・精神疾患の親とその子どもなども)

⑤居場所がなく、孤独、孤立、生きづらさを抱える若者・女性、自殺未遂者

その他、制度のはざまにある、制度や分野・属性をまたがる、多機関の協働・連携が必要な人たちです。

2. 古河市の取り組み状況について ③

➤ 2. 制度のはざまを補完する**新機能**（三本柱のⅡ.「参加支援」2号）

対象者の支援については、制度のはざまにあり既存のサービスがない為、「参加支援事業」により社会参加に向けた、個別のサービスを提供します。

具体的には…

新 ①参加支援事業(2号) ※一般的には、「ひきこもり等の相談支援事業」と広報する予定

→ 民間委託 (株)サンオーコミュニケーションズ(R3年12月～開始)

(キャリアコンサルタント1名、公認心理師1名、社会福祉士1名の体制)

⇒ 4号と同様に、対象者が相談に来るのを待つのではなく、対象者のいる場所へ積極的に訪問するなどの手法(アウトリーチ)によるアプローチも行います。

⇒ 地域の様々な社会資源(3号以外にも収穫体験・イベント参加体験)などとも連携・協働し対象者のニーズに合わせた支援プログラムを開発・提供します。

⇒ 対象者の支援について、重層的支援会議で支援プランを検討し、作成して支援プランに沿って支援⇒モニタリング⇒評価・見直しを行い、4号と同様に「長期の伴走的支援」を行います。

2. 古河市の取り組み状況について ④

➤ 3. 包括的相談支援体制の構築（新機能と言われる4号・5号+6号）

重層的支援体制の新機能として次の取り組みにより支援する体制を構築します。

具体的には・・・（※人員は以下の3名体制）

新 ①アウトリーチ等を通じた継続的支援（4号） アウトリーチ支援員 **1名** を配置（市に派遣）

→ 民間委託 社会福祉協議会（生活支援センター、R4年4月～開始予定）

⇒ 対象者が相談に来るのを待つのではなく、対象者のいる場所へ積極的に訪問するなどの手法（アウトリーチ）による「長期の伴走的支援」を行います。

新 ②多機関の協働による包括的支援体制構築事業（5号）

→ 直営 福祉推進課（R3年10月～実施） 相談支援包括化推進員 **2名** を配置
（正職員1名【兼務】、会計年度職員1名）

⇒ 1号の各分野の相談機関の他、市役所庁内の関係部署やその他の地域の社会資源(3号)とも連携・協働して支援する為のコーディネートを担います。

③重層的支援会議と支援プラン（6号）

→ 直営 福祉推進課

⇒ 対象者の支援について協議する場（重層的支援会議）を隔月で開催し、
又は、コアメンバー会議を随時開催し、支援プランの検討等を行います。¹⁴

2. 古河市の取り組み状況について ⑤

重層的支援会議の様子



2. 古河市の取り組み状況について ⑥

➤ 4. 「重層的支援体制整備事業交付金」と古河市の「3つの取り組み」

重層的支援体制整備事業の財源は、国、県、市（一部介護保険料）を活用します。これまでは、各分野ごと（対象者の属性別に）に、いわゆる「縦割り」により、担当する各課で扱ってきましたが、令和4年度からは、対象者の支援に関し、各事業において分野の垣根を超えて（対象者の属性別にとらわれず）支援することが可能となるように、国、県からの財源は**重層的支援体制整備事業交付金に一本化されました。**

また、古河市では次の3つの取り組みを合わせて行います。

- ①「電子@連絡帳」というICTツールを導入・活用し、連携・協働体制の基盤を強化します。
⇒ 対象者の情報を多機関で共有するためのICTを活用したネットワークシステムです。
- ②参加支援事業では、「成果連動型民間委託契約(PFS)方式」を採用し成果を目指します。
⇒ 事業の実績を客観的な指標で評価し、達成した成果に応じ委託料を上乗せします。
- ③「重層的支援体制整備事業実施計画」は第3期地域福祉計画と併せて進捗管理をします。
⇒ できる限り目標を数値化し、目標に近づけるようPDCAサイクルでマネジメントします。

2. 古河市の取り組み状況について ⑦

「地域づくり支援」の取り組み①

【主に生活困窮者支援等のための地域づくり事業の実施体制】

- **担当**：福祉推進課（福祉推進係）
- **委託先**：古河市社会福祉協議会
- **職員**：担当（兼務）社会福祉士（国家資格）・・・1名
- **内容**：
 - （1）課題を抱える者を早期に発見するための地域住民のニーズ・生活課題の把握**
重層的...」の「生活支援体制整備事業」と連携・協働した「地域住民の相談を「丸ごと」受けとめる場の整備」とその周知
 - （2）地域資源を最大限活用した地域住民の活動支援・情報発信等**
「地域住民等に対する研修の実施（ボランティアプロモーション）」、「市民向け講演会の開催」、プロモーション動画によるPR
 - （3）課題を複雑化させないための地域コミュニティの場を形成する「居場所づくり」**
「地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者への支援（スタートアップ支援）」
「地域住民が相互に交流を図ることができる拠点の整備（ホームベース支援）」、子ども食堂や居場所づくりなどの支援を含む
 - （4）行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開**
「重層的...」の「生活困窮者自立相談支援事業」と連携協働した「生活困窮者等の支援のためのプラットフォーム整備事業」 **※特徴的な取り組み（次頁）**
 - （5）その他地域福祉の推進を図るために必要となる事業**
「旧たんぽぽ館を活用した「（仮称）フードバンク事業（NPO、ボランティアと協働した宅食、配食体制づくり）」の実施のための準備

2. 古河市の取り組み状況について ⑧

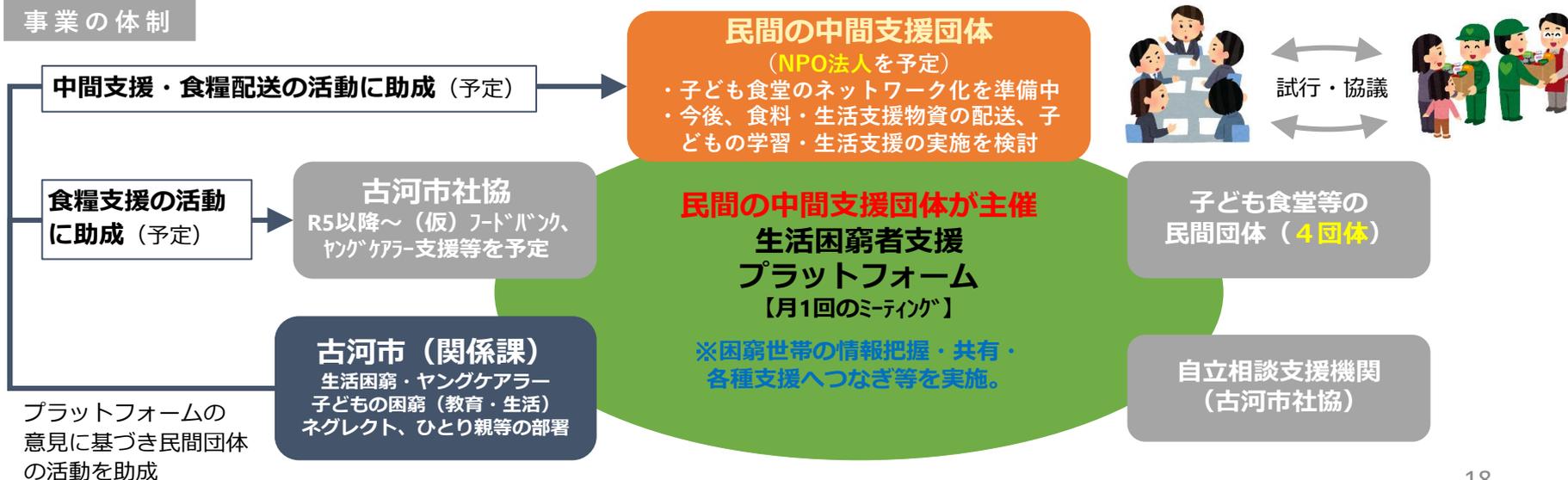
「地域づくり支援」の取り組み②

- 「重層的…」の「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」、「生活困窮者自立相談支援事業」と連携・協働し、行政、社協、NPO等の地域づくりの担い手がつながる「生活困窮者等の支援のためのプラットフォーム整備事業」を実施する。【令和4年度のみ】→令和5年度からは、別事業で継続。
- セーフティネット強化交付金を一部活用し、民間の支援団体を中心とした生活困窮者支援を目的としたプラットフォームを設置し、コロナ禍で顕在化した新たな支援者層への支援を充実する。

プラットフォームの設置と試行的な連携支援の実施

- 市内の生活困窮者支援等への支援を実施している主要な民間の中間支援団体（NPO法人）を中心に、市、自立相談支援機関、市社会福祉協議会、子ども食堂等の民間団体が月に1回程度参集するプラットフォームを設置。
- 情報交換や支援方法等について協議するとともに、市社協の独自の取り組みであるフードドライブ事業を土台に、民間団体とボランティアが協力して配食を試行的に実施する。
- 実施後には、課題を整理し、次年度以降にフードバンクやヤングケアラー等への支援に本格的に取り組めるよう準備体制を構築する。

事業の体制



2. 古河市の取り組み状況について ⑨

「地域づくり支援」の取り組み③ フードドライブから見守りを兼ねた宅食へ



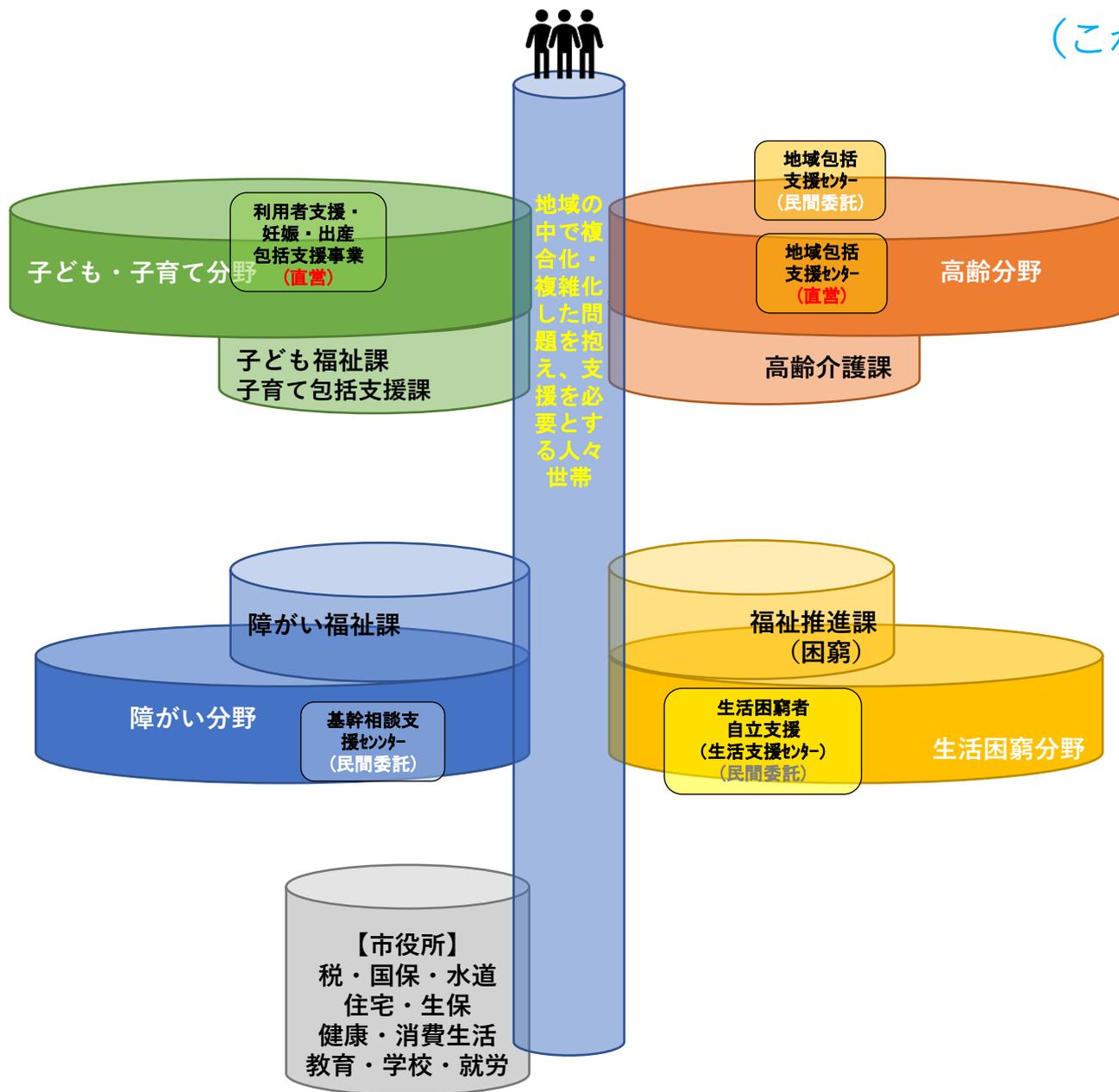
1. 重層的支援体制整備事業とは
2. 古河市の取り組み状況について
3. **古河市の重層的支援体制の全体像**
4. 庁内及び地域の福祉事業所等に期待すること
5. 令和4年度の実績

3. 古河市の重層的支援体制の全体像 ①



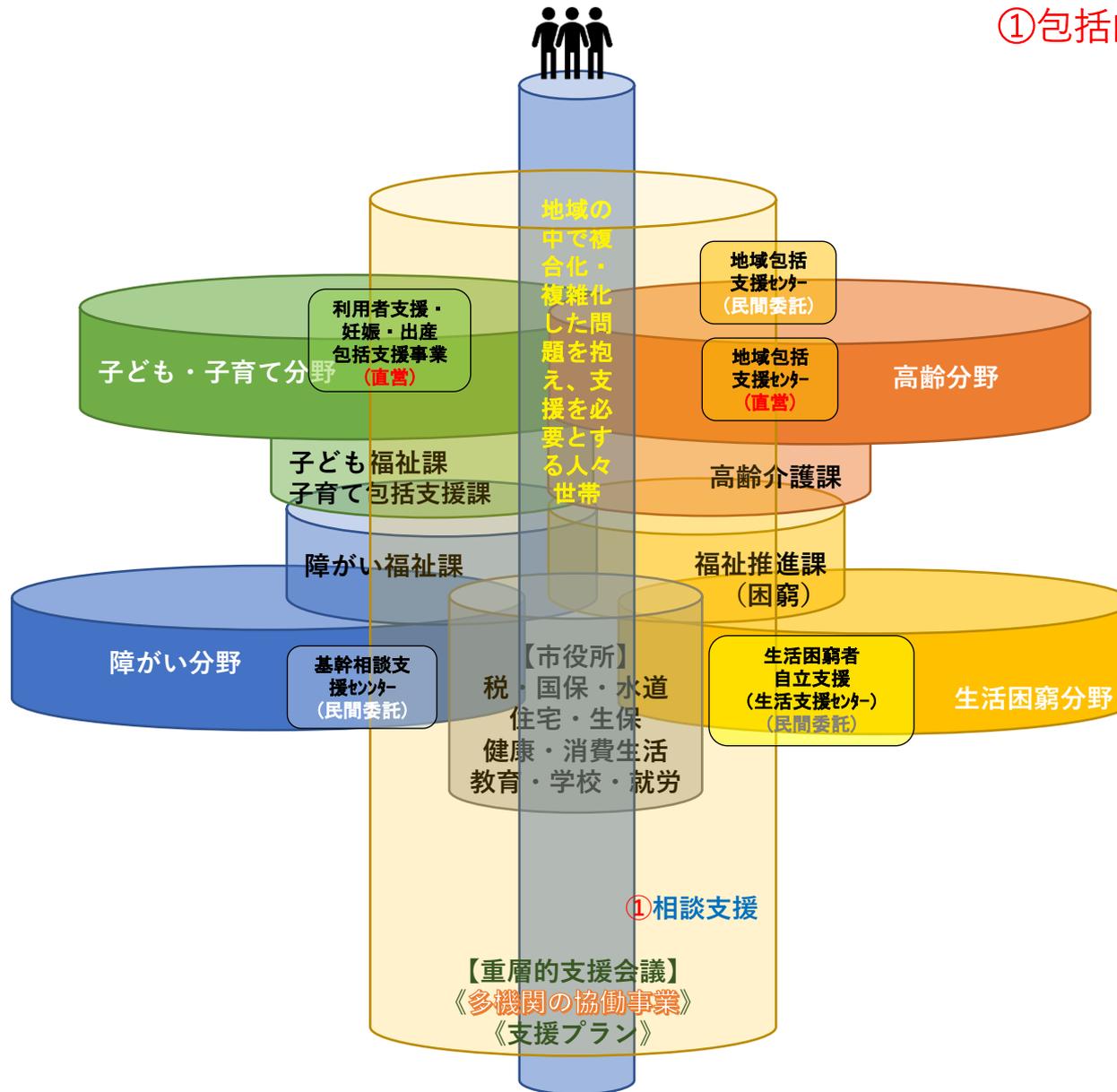
3. 古河市の重層的支援体制の全体像 ②

(これまで)



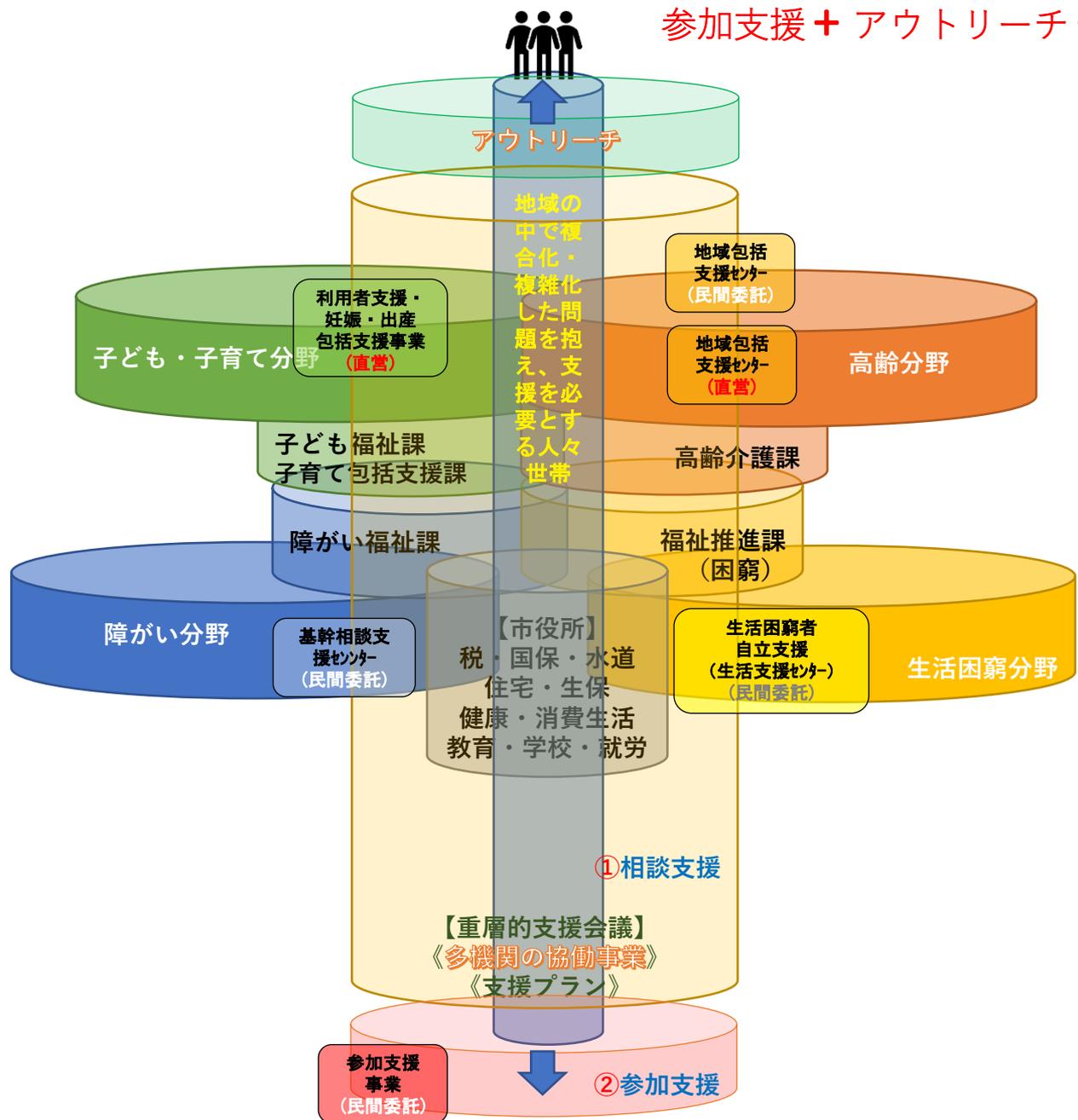
3. 古河市の重層的支援体制の全体像 ③

①包括的相談支援



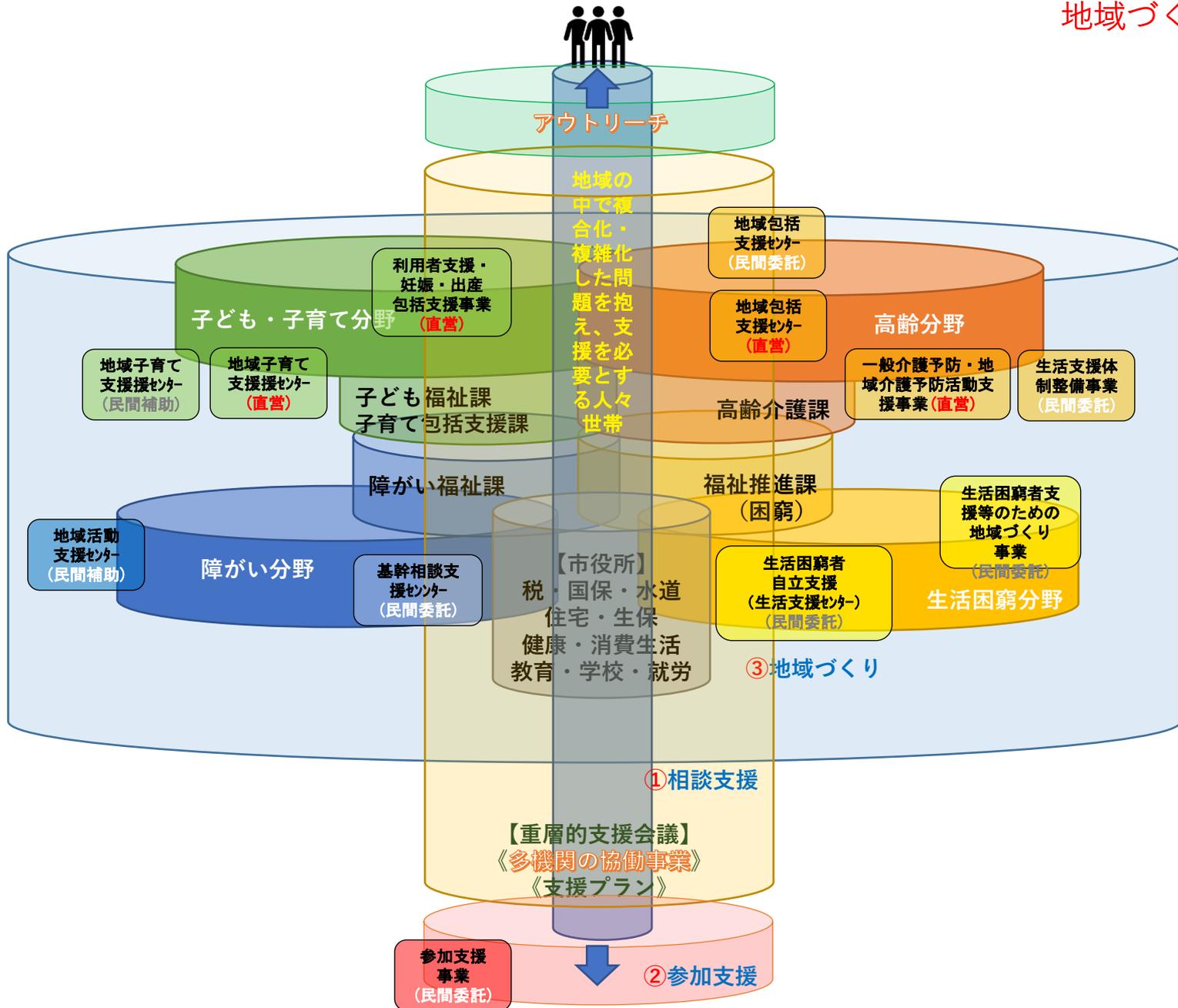
3. 古河市の重層的支援体制の全体像 ④

参加支援 + アウトリーチ + 多機関協働



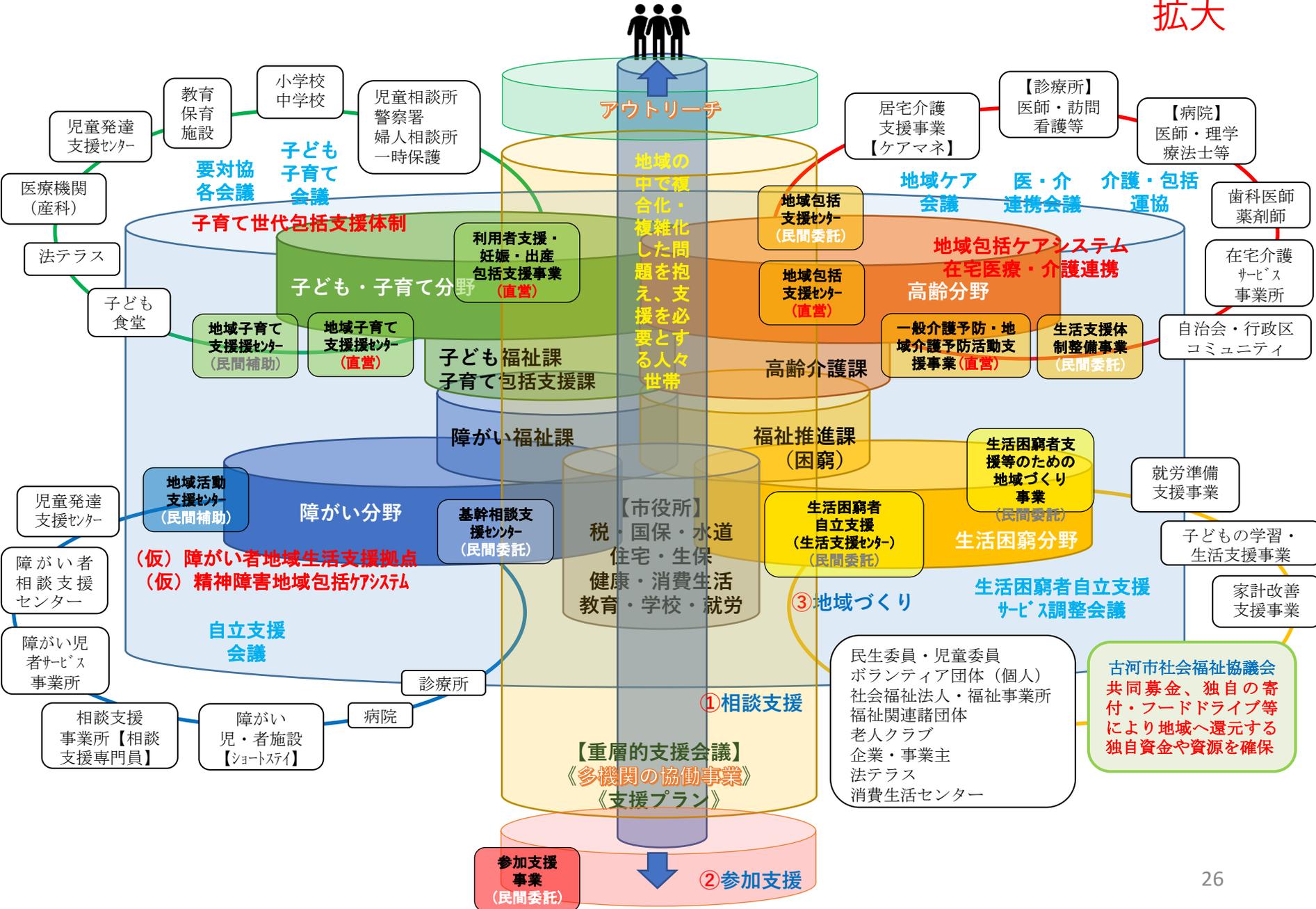
3. 古河市の重層的支援体制の全体像 ⑤

地域づくり



3. 古河市の重層的支援体制の全体像 ⑥

拡大



1. 重層的支援体制整備事業とは
2. 古河市の取り組み状況について
3. 古河市の重層的支援体制の全体像
4. 庁内及び地域の福祉事業所等に期待すること
5. 令和4年度の実績

4. 庁内及び地域の福祉事業所等に期待すること

➤ 重層的支援体制整備事業への移行により事業所に期待すること

古河市が重層的支援体制整備事業に移行するにあたり、古河市では、各事業所の職員の皆様方に、次のことを期待しています。

具体的には・・・

- ①古河市では、関連する事業所の職員の皆様に、古河市が「断らない相談支援体制」を目指すことを意識していただくよう期待しています。
- ②現に支援している世帯や地域の中に、事業所の体制だけでは支援が困難な対象者を発見した場合は、早期に基幹的な相談機関や市の担当者へ相談、報告していただくことを期待します。また、主たる分野以外の対象者への支援についても期待しています。
- ③対象者に対して、相談先がない、つなげるサービスがない場合は、参加支援事業やアウトリーチ事業が相談窓口になりますので、ここへつないでいただくことを期待しています。
- ④すべての事業所の職員が、他の機関と常に連携・協働して、対象者を支援する意識をもって実践にあたることを期待しています。
- ⑤そのために、古河市では、連携・協働、情報共有のためのプラットフォームである「電子@連絡帳」の活用を推奨していますので、積極的な活用を期待しています。

1. 重層的支援体制整備事業とは
2. 古河市の取り組み状況について
3. 古河市の重層的支援体制の全体像
4. 庁内及び地域の福祉事業所等に期待すること
5. 令和4年度の実績

5. 令和4年度の実績 ①

➤ 令和4年度の実績（支援プラン作成数） 令和4年3月末現在

種別	相談対応 件数	実人数	プラン作成数	再プラン 作成数
多機関協働	180	29	4	0
アウトリーチ	217	20	5	1
参加支援	742	32	5	0
計	1,139	61	14	1

5. 令和4年度の実績 ②

令和4年度の実績 アウトリーチの事例

【多問題世帯の支援に関してR4年度コアメンバー会議を開催し個々の問題解決方法について複数のプランを作成した事例】

【世帯構成】

高齢者A：要介護1、認知症の診断有（独居）

Aの娘B：統合失調症の既往歴有（8050状態）

Bの息子C：Bと2人世帯（ヤングケアラー）

【世帯の状況】

A→自分の遺族年金はBに管理されている。

B→20年以上前に統合失調症の既往があり数年前に夫を亡くし、それ以降症状が悪化してAの年金を管理するといいながら、Aの通院費用や生活費等をAに渡さず、介護サービスについても費用負担が払えないとサービスを中止してしまっている。Bの収入源は不明で生活費はAの年金より捻出している可能性有。

C→精神障害の疑いはあるものの（診断なし）就労をしている。

5. 令和4年度の実績 ③

令和4年度の実績 アウトリーチの事例（つづき）

【支援の方向性】

- A → 医療・介護サービスの再開のため年金の確保。居宅支援事業所、高齢介護課、包括支援センター、成年後見サポートセンターと連携協働体制をとる。サービス再開を目指す。
- B → Aの年金管理を解消。医療受診・入院（精神科）の促し、収入資産状況の確認。MSW（病院のケースワーカー）、保健所、障がい福祉課、社会福祉課、民間の精神障害者移送サービス権利擁護関係事業所と連携協働体制をとる。
- C → AおよびBの支援に関する承諾の補助、キーパーソン。福祉推進課がCをアウトリーチによりサポート。

【経過】

- A → 医療・介護サービスの再開。その他必要な介護サービスの追加。
- B → 医療保護入院、精神保健福祉手帳の申請、遺族厚生年金申請。
- C → 保護申請に伴い転居、Bは単身生活保護の申請、福祉推進課の立会でのBの医療保護入院の同意、AおよびBの年金管理。

